

議会の委任による専決処分の報告
(擁壁改修工事（池尻四丁目2番先）)

- 1 契約件名 擁壁改修工事（池尻四丁目2番先）
- 2 相手方 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号
日舗・高橋組興業建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区池尻二丁目11番3号
日舗建設株式会社関東支店
代表者 下 向 寛
構成員 東京都世田谷区喜多見七丁目27番地
株式会社高橋組興業
代表者 高 橋 利 明
- 3 契約金額 議決金額 555,500,000円
変更金額 580,694,400円
- 4 工 期 議決工期 令和8年11月18日
変更工期 令和9年1月17日
- 5 変更理由 ①現場精査の結果、地盤が当初の想定より軟弱であることが判明し、鋼
矢板圧入時の施工方法をクレーンによる吊り込み施工へ変更する必
要が生じたため。
②工事着手後、地中障害物が発見され、撤去工事が必要となったため。
③施工敷地内の電柱移設工事の進捗に伴い、西側作業構台設置工の着手
時期に変更が生じたため。
- 6 専決処分日 令和8年8月21日